

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第1回合併協議会 会議資料

日時 平成16年2月2日(月)午後2時から
場所 伊予市市民会館4階会議室

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 1 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年2月2日(月) 14:00~

場 所 : 伊予市民会館 4階 会議室

1 開 会

2 あいさつ

(1) 会長あいさつ

(2) 副会長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員及び事務局職員の紹介

5 合併に向けたまちづくり基本構想について

6 議 題

(1) 報 告

報告第1号 伊予市・中山町・双海町合併協議会規約について

報告第2号 伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書について

報告第3号 伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会規程について

報告第5号 伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会設置要領について

報告第6号 伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局規程について

報告第7号 伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程について

報告第8号 伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

(2) 議案

議案第1号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程について

議案第2号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

議案第3号 伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項について

議案第4号 伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目について

議案第5号 伊予市・中山町・双海町合併協議会の協議スケジュールについて

議案第6号 平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画について

議案第7号 平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算について

(3) 協議

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 合併の期日について

協議第3号 各種事務事業(電算システム)の取扱いについて

7 その他

第2回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

8 閉会あいさつ

9 閉会

合併に向けたまちづくり構想

～ ～ ～ 事前協議における合意事項 ～ ～ ～

1 「平成の合併」の課題

昭和の大合併により誕生した市町村は、それぞれ地域整備を営んできたが、今回、さらにこれを合併することで一極集中のまちづくりを行うと、周辺部となる地域の衰退が加速され、結果として新市全体の活力が低下し、行政の負荷が重くなり、サービス低下につながる。

したがって、合併による「広域行政の推進」と「狭域(地域)行政の充実」とをどう両立させるかが、今回の合併の根本的な課題である。

(1) 合併の効果

合併により「広域行政の推進」と「行財政の効率化」において一定の効果が期待されるが、一挙に課題が解決できるものではない。併せて「公＝官」のサービスのあり方を見直す体質改善が必要である。

(2) まちづくりの基本方針

地域内分権、行政組織内分権を基本とした行財政改革を行い、地域の自立を支援し、地域住民と行政との参画と協働の行政運営をすることにより、地域も公共サービスの担い手となり、行財政のスリム化と公共サービスの充実との両立、また、地域の課題に対応した均衡ある発展を図ることができる。

2 今後の合併協議方針

合併後の伊予市周辺においては、多様な地域が共生する分散型のまちづくりを進めることが望ましく、この政策に基づいた事務の方式、組織・機構、そして地域審議会の取扱いなど、まちづくり構想を共有することが必要である。

3 「平成の合併の課題」に対応する事務の方式

「伊予方式」＝総合支所方式を基本とした新しい方式

(1) 主たる事務所（本庁）と地域事務所（総合支所）の設置

管理統合機能(本庁機能)を主たる事務所に置き、旧市町を所管区域として総合支所機能を持つ「地域事務所」を設置する。

(2) 集中統合する事務と地域分散する事務との効果的配分

新市の統一的な業務、全域に関わる業務、対外的な業務を本庁機能として主たる事務所へ配分する。

住民の利便性の高い業務、参加機会が多い業務、地域的課題・需要に関する業務、現場に関わる業務を総合支所機能として地域事務所に配分する。

(3) 効果的な行政運営

電算システムの活用による総合窓口化、グループ制による事務の効率化と人件費の削減、行政評価システムの導入による効果的な事業推進、人事評価システムによる適正な人事配置と職員資質の向上、自治基本条例の制定による参画と協働のまちづくりなど、行財政改革を推進する。

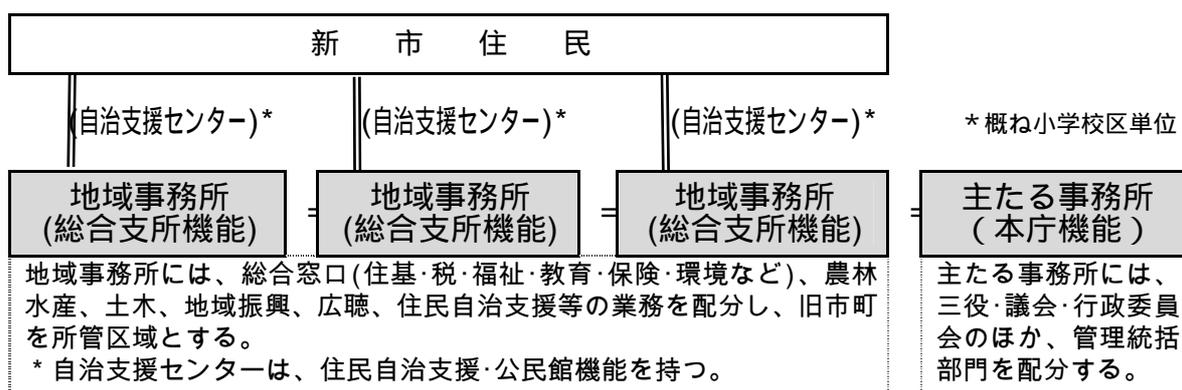
(4) 住民自治組織の制度化と支援

自治基本条例の制定などにより住民自治組織を制度化し、行政による人的・財政的支援を行う。

そのため、行政組織に住民自治を支援する部署を設置し、おおむね小学校区単位に住民活動の拠点となる自治支援センターを整備する。

住民自治組織は、段階的に公共サービスの担い手となるほか、合併に伴う懸念を解消するため地域審議会的な役割をも持つ。(期間限定の地域審議会を設置しない。)

4 「伊予方式」概念図



報告第1号

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約について

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約について別紙のとおり報告する。

平成16年2月2日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約

(設置)

第1条 伊予市、中山町及び双海町(以下「3市町」という。)で合併の基本的問題について協議するため、伊予市・中山町・双海町合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整することを目的とする。

- (1) 合併に関する基本的事項
- (2) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、3市町の長の協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第5条 協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 3市町の長及び助役
 - (2) 3市町の議会の議長
 - (3) 3市町の議会の選出する議員各1人
 - (4) 3市町の長が選出する学識経験を有する者各3人
- 2 前項の委員のほか、必要に応じて3市町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。
 - 3 第1項の委員のほか、必要に応じて3市町の長が協議により定めた者を顧問として置くことができる。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ3市町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき案件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第9条 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第10条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、3市町の長が協議して別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、3市町の長が協議して定める。

(経費の負担)

第12条 協議会に要する経費は、3市町の長が協議の上、3市町がそれぞれ負担する。

(監査)

第13条 協議会の出納は、3市町の識見を有する監査委員のうち、3市町の長が協議して定めた2人に委嘱して監査する。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、3市町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 第5条第1項第4号に規定する委員及び第13条第1項により委嘱を受けた監査委員は、報酬を受けることができる。

2 会長、副会長及び委員は、費用弁償を受けることができる。

3 前2項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成16年1月8日から施行する。

報告第2号

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書について

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書について別紙のとおり報告する。

平成16年2月2日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約に関する協議書

伊予市長、中山町長及び双海町長（以下「3市町の長」という。）は、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する3市町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第1 協議して定める事項

- 1 規約第4条第1項（会長及び副会長）
- 2 規約第5条第1項第4号、同条第2項及び同条第3項（委員等）
- 3 規約第6条第2項（会長の職務代理）
- 4 規約第10条第3項（幹事会及び専門部会）
- 5 規約第11条第2項（事務局）
- 6 規約第12条（経費の負担）
- 7 規約第13条（監査委員）
- 8 規約第14条（財務に関する事項）

第2 協議して定めた事項

- 1 規約第4条第1項に規定する会長及び副会長の選任について
 - (1) 会長には、伊予市長 中村 佑を選任する。
 - (2) 副会長には、中山町長 市田 勝久、
双海町長 上田 稔、
を選任する。
- 2 規約第5条第1項第4号、同条第2項及び同条第3項に規定する学識経験を有する者及び協議により定める者について

学識経験を有する委員、協議により定める委員及び顧問については、別に協議して定める。

- 3 規約第 6 条第 2 項に定める副会長のうち、会長の職務を代理する者について

中山町長 市田 勝久とする。

- 4 規約第 10 条第 3 項に規定する幹事会及び専門部会の組織及び運営について

別に協議して定める。

- 5 規約第 11 条第 2 項に規定する事務局について

事務局職員及び事務局規程については、別に協議して定める。

- 6 規約第 12 条に規定する協議会に要する経費について

経費は、3 市町が負担し、その負担の方法は、報酬、手当等については各市町が負担し、その他の経費については 100 分の 30 を均等割、100 分の 70 を人口割とする。

- 7 規約第 13 条の規定により委嘱する監査委員について

伊予市監査委員

中山町監査委員

- 8 規約第 14 条に規定する協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項について

財務規程等については、別に協議して定める。

- 9 協議内容等の変更について

協議内容等に変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書3通を作成し、署名の上、各市町が各1通を保有する。

平成16年1月8日

伊予市長

中村 佑

中山町長

市岡 勝久

双海町長

上田 稔

報告第3号

伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程について

伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程について別紙のとおり報告する。

平成16年2月2日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第10条第3項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整を行う。

2 前項に規定するもののほか、伊予市、中山町及び双海町の合併に必要な事項について協議又は調整を行う。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1人

(2) 副幹事長 2人

2 役員は、幹事の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 会議は、必要に応じて規約第10条第2項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

4 幹事長は、必要に応じて関係職員等の会議への出席を要請することができる。

(報告)

第7条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(費用弁償)

第9条 第6条第4項の規定により、関係職員等が会議に出席したときは、必要に応じ、費用弁償を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、支給しない。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名
伊予市	助役
	企画人事課長
中山町	助役
	情報政策課長
双海町	助役
	総務課長

報告第 4 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会規程について

伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会規程について別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、伊予市・中山町・双海町合併協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、専門的に協議又は調整を行う。

(組織)

第3条 専門部会の構成は、別表に掲げる部会のとおりとする。

2 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 2人

2 役員は、委員の協議により定めるものとする。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 会議は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項の規定により、関係職員等が会議に出席したときは、必要に応じ、費用弁償を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、支給しない。

2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、協議会の会長（以下「会長」という。）が別に定める。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

別表（第3条関係）

専 門 部 会
企 画 部 会
電 算 部 会
財 務 部 会
総 務 部 会
住 民 部 会
環 境 衛 生 部 会
保 健 福 祉 部 会
産 業 経 済 部 会
建 設 部 会
上 下 水 道 部 会
教 育 部 会
議 会 事 務 局 部 会

各部会の構成員は、各市町の担当課長等とする。

報告第 5 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会設置要領について

伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会設置要領について別紙のとおり報告する。

平成 16 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、伊予市・中山町・双海町合併協議会専門部会（以下「部会」という。）規程第3条第2項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、専門的に調査し、又は調整を行う。

(組織)

第3条 分科会構成は、別表に掲げるとおりとする。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1人
- (2) 副分科会長 1人

2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて開催する。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における調査・調整経過及び結果について、部会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門が行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年1月8日から施行する。

別表（第3条関係）分科会構成

専門部会	分科会
企画部会	企画分科会
	広報分科会
電算部会	電算分科会
財務部会	財政分科会
	契約・管財分科会
総務部会	行政・消防分科会
	人事分科会
住民部会	税務分科会
	住基分科会
	国保・介護分科会
環境衛生部会	環境分科会
	衛生分科会
保健福祉部会	保健分科会
	福祉分科会
	同和对策分科会
産業経済部会	農林水産分科会
	商工観光分科会
建設部会	建設分科会
	都市計画分科会
	住宅分科会
上下水道部会	水道分科会
	下水道分科会
教育部会	学校教育分科会
	社会教育分科会
議会事務局部会	議会分科会

報告第 6 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局規程について

伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局規程について別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務に従事する。

3 その他の職員の中から事務局長が指名した職員1名（以下「総括局員」という。）は、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定

- (2) 協議会に提案する議案の決定
 - (3) 協議会の予算及び決算
 - (4) 規程及び要領等の制定改廃
 - (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
- (専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1件100万円未満の物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (2) 事務局の運営に係る基本方針に関する事。
- (3) 伊予市、中山町及び双海町との連絡調整に関する事。
- (4) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (5) 職員の休暇及び時間外命令並びに出張命令等に関する事。
- (6) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、あらかじめ定めた会長の職務を代理する副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、総括局員が代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する市町の例による。

(給与等)

第 10 条 職員の給与、共済費等については、それぞれ属する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 1 月 8 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分 掌 事 務	
1	庶務及び会計に関すること。
2	合併の諸手続に関すること。
3	協議会の会議に関すること。
4	合併にかかわる資料の編さんに関すること。
5	国、愛媛県との連絡調整に関すること。
6	合併に係る広報に関すること。
7	各種事務事業の取扱いに関すること。
8	新市建設計画の調査研究に関すること。
9	その他合併に関すること。

別表第2（第8条関係）

1 名 称	伊予市・中山町・双海町 合併協議会の印	伊予市・中山町・双海町 合併協議会会長の印	伊予市・中山町・双海町 合併協議会事務局長 の印																																																		
2 ひな形	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>協</td><td>双</td><td>伊</td></tr> <tr><td>議</td><td>海</td><td>予</td></tr> <tr><td>会</td><td>町</td><td>市</td></tr> <tr><td>之</td><td>合</td><td>中</td></tr> <tr><td>印</td><td>併</td><td>山</td></tr> </table>	協	双	伊	議	海	予	会	町	市	之	合	中	印	併	山	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>協</td><td>双</td><td>伊</td></tr> <tr><td>議</td><td>海</td><td>予</td></tr> <tr><td>会</td><td>町</td><td>市</td></tr> <tr><td>長</td><td>合</td><td>中</td></tr> <tr><td>印</td><td>併</td><td>山</td></tr> </table>	協	双	伊	議	海	予	会	町	市	長	合	中	印	併	山	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>務</td><td>併</td><td>町</td><td>伊</td></tr> <tr><td>局</td><td>協</td><td>双</td><td>予</td></tr> <tr><td>長</td><td>議</td><td>海</td><td>市</td></tr> <tr><td>之</td><td>会</td><td>町</td><td>中</td></tr> <tr><td>印</td><td>事</td><td>合</td><td>山</td></tr> </table>	務	併	町	伊	局	協	双	予	長	議	海	市	之	会	町	中	印	事	合	山
協	双	伊																																																			
議	海	予																																																			
会	町	市																																																			
之	合	中																																																			
印	併	山																																																			
協	双	伊																																																			
議	海	予																																																			
会	町	市																																																			
長	合	中																																																			
印	併	山																																																			
務	併	町	伊																																																		
局	協	双	予																																																		
長	議	海	市																																																		
之	会	町	中																																																		
印	事	合	山																																																		
3 寸 法	24 mm × 24 mm	21 mm × 21 mm	18 mm × 18 mm																																																		
4 書 体	てん書体	てん書体	てん書体																																																		
5 用 途	協議会名をもってす る文書	会長名をもってす る文書	事務局長名をもって する文書																																																		

報告第7号

伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程について

伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程について別紙のとおり報告する。

平成16年2月2日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約(以下「規約」という。)
第14条の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第14条の規定に基づく伊予市、中山町及び双海町(以下「3市町」という。)の負担金並びにその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、協議会の議決を得なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算が協議会の議決を得たときは、当該予算の写しを速やかに3市町の長に送付しなければならない。
- 4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の議決を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第 7 条 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が認定を得たときは、当該決算書の写しを 3 市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。ただし、協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に協議会の」とあるのは「第1回の協議会で」と読み替えるものとする。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項	(参考:目の区分)
1 負担金	1 負担金	項の区分名称による。
2 繰越金	1 繰越金	
3 諸収入	1 雑入	

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項	(参考:目の区分)
1 運営費	1 会議費	地方自治法施行規則第15条第2項の規定による節の区分を準用する。
	2 事務費	
2 事業費	1 事業推進費	
	2 調査研究費	
3 予備費	1 予備費	

別紙資料 1

財務規程で別に定める事項

番号	条文番号	内 容	事項区分	備 考
1	第 5 条第 2 項	現金預入金融機関	別に定める	別紙資料 2 案のとおり
2	第 6 条第 1 項	協議会出納員	会長任命事項	別紙資料 2 案のとおり
3	第 9 条第 1 項	収入支出の手続様式	別に定める様式	別紙資料 2 案のとおり
4	第 9 条第 2 項	その他の出納管理帳簿	詳細未定事項	別紙資料 2 案のとおり

別紙資料 2

1 伊予市・中山町・双海町合併協議会の現金預入金融機関について(第 5 条第 2 項関係)

伊予市・中山町・双海町合併協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。

記

(株)伊予銀行 郡中支店

以上

2 会長が命ずる協議会出納員について(第 6 条第 1 項関係)

伊予市・中山町・双海町合併協議会の出納員は、下記のものに命ずる。

記

伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局長及びその他の職員

以上

3 収入及び支出の手續について（第9条第1項関係）

収入及び支出の手續様式については、3市町の例により協議調整し別途様式を事務局で定める。

以上

4 出納管理を行うその他必要な帳簿について（第9条第2項第2号関係）

出納の管理を行うその他必要な帳簿は、備品台帳、物品借上台帳及び施設借上台帳のほか、必要に応じ事務局で定める。

以上

報告第 8 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第3項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）副会長及び委員並びに監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額7,400円とする。ただし、地方公共団体の長、助役その他の常勤職員及び市町議会議員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 次に掲げる者に、伊予市議会議員等の報酬及び費用弁償条例（昭和30年伊予市条例第19号。以下「条例」という。）の規定により費用弁償を支給する。

(1) 協議会委員等

(2) 規約第9条の規定により、会議に出席した者。ただし、地方公共団体の常勤職員及び市町議会議員を除く。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する者が協議会の職務を行うため、伊予市、中山町及び双海町の区域に旅行したときは、費用弁償を支給しないものとする。

(支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する報酬及び費用弁償については、会長の属する市町の例により、これを支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

議案第 1 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程について

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、伊予市・中山町・双海町合併協議会規約（以下「規約」という。）第8条第3項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、協議会の委員（以下「委員」という。）の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 協議会の会長は、規約第8条第2項の規定により会議の議長となり、協議会の副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（動議）

第5条 協議会の委員は、議案の修正及び議事の運営に関する動議を提出することができる。

2 すべての動議は、1人以上の賛成者をもって議題とする。ただし、議事運営に関する動議は直ちに議題としなければならない。

（動議の表決の順序）

第6条 表決の順序は、修正を先とし、原案を後とする。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次表決に付するものとする。

（表決）

第7条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

（表決の方法）

第 8 条 表決の方法は、挙手とする。ただし、議長は、議題に対する異議の有無を諮り、異議がないときは、直ちに可否の旨を宣告することができる。

(継続審議)

第 9 条 提案した案件の議事を終わることができないときは、会議の議決により、その案件を次の会議に継続させることができる。

(傍聴)

第 10 条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第 11 条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

2 前項に規定する会議録に署名すべき委員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第 12 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第 13 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第 14 条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 月 日から施行する。

議案第 2 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議の傍聴に関する要綱について

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議の傍聴に関する要綱を別紙のとおり定める。

平成 16 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議の傍聴に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営規程第10条第2項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、伊予市・中山町・双海町合併協議会会議傍聴人受付簿（第1号様式）に住所、氏名及び年齢を記入の上、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条に規定する定員を超えたときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1） 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2） プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

（3） はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4） ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、複写機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。

（5） 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6） 下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7） 酒気を帯びていると認められる者

（8） 異様な服装をしている者

（9） その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 月 日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

場所:

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齢
1			
2			
3			
28			
29			
30			

第2号様式(第3条関係)

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>第 回伊予市・中山町・双海町合併協議会会議</p> <p>年 月 日</p>

議案第 3 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項について

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議運営申合せ事項（案）

伊予市・中山町・双海町合併協議会規約第8条第3項の規定に基づき、伊予市・中山町・双海町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

1 会議の定期開催

平成15年度の会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第2木曜日（祝日に当たる場合は、その翌日）
- (2) 会議時間 午後2時00分から（必要に応じて変更可）
- (3) 開催場所 3市町持ち回り開催とし、それぞれの市町の開催場所は、それぞれの市町で決めるものとする。開催順番は、伊予市、中山町、双海町の順とする。ただし、必要に応じて変更する場合は、別途調整する。

2 事前提案の原則

協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。ただし、やむを得ない事由により事前提案することができない場合は、事前送付により、又は当日提案により、質疑及び協議を行うものとする。

3 会議録の調製

会議の内容は、全文記録を行い、この会議録は公開するものとする。

4 傍聴の取扱い

協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

5 資料の取扱い

- (1) 協議会資料は、会議資料、附属資料及び会議録に分類する。
- (2) 会議資料は、すべて閲覧資料とする。
- (3) 会議資料の閲覧場所は、3市町の合併担当課又は情報公開関連室とする。
- (4) 上記に定めるもののほか、資料の配布・閲覧は、議長の判断による。

議案第 4 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目について

伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目を別紙のとおり定める。

平成 16 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会における協定項目（案）

基本的協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産及び債務の取扱い

合併特例法に規定されている協議事項

- 6 地域審議会の設置
- 7 議員定数及び任期の取扱い
- 8 農業委員会定数及び任期の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 地方税の取扱い

その他必要な協議事項

- 11 特別職の職員の身分の取扱い
- 12 条例、規則等の取扱い
- 13 組織及び機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料、手数料等の取扱い
- 16 公共的団体等の取扱い
- 17 補助金、交付金等の取扱い
- 18 行政連絡機構の取扱い
- 19 町字名の取扱い
- 20 慣行の取扱い
- 21 各種事務事業の取扱い
- 22 新市建設計画

協定項目の主な協議内容

協定項目	主な協議内容
------	--------

基本的協議事項

1 合併の方式	合併の方式を「新設（対等）合併」とするか、「編入（吸収）合併」とするかについて協議します。
2 合併の期日	実際に合併を行う日（新市の施行日）をいつにするか協議します。（合併特例法期日：平成17年3月31日まで）
3 新市の名称	新設（対等）合併の場合は、新市の名称について協議します。
4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置、庁舎の利用方法（本庁、分庁、総合支所）等について協議します。
5 財産及び債務の取扱い	関係市町の財産（土地、建物、債権、債務等）の取扱いについて協議します。

合併特例法に規定されている協議事項

6 地域審議会の設置	地域審議会設置の有無や、設置する場合は、地域審議会の組織及び運営方針について協議します。
7 議員定数及び任期の取扱い	合併特例法に規定する議会の議員の定数や在任に関する特例措置を適用するか否か等について協議します。
8 農業委員定数及び任期の取扱い	合併特例法に規定する農業委員会の委員の定数や在任に関する特例措置を適用するか否か等について協議します。
9 一般職の職員の身分の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い、定数、給与、処遇等に関する基本的な考え方や方針について協議します。
10 地方税の取扱い	関係市町で差異のある税制の取扱いや不均一課税をするか否か、また、不均一課税をする場合には、その税目、実施時期等について協議します。

その他必要な協議事項

11 特別職の職員の身分の取扱い	特別職の職員の処遇や合併後の特別職の職員の設置、人数、任期、報酬等について基本的な考え方や方針を協議します。
12 条例・規則等の取扱い	条例・規則等の整備方針の基本的な考え方や方針について協議します。
13 組織及び機構の取扱い	新市の組織・機構の整備方針について協議します。
14 一部事務組合等の取扱い	関係市町が構成団体となっている一部事務組合等の取扱いについて協議します。

協定項目	主な協議内容
15 使用料・手数料等の取扱い	使用料・手数料等の取扱いについて協議します。
16 公共的団体等の取扱い	公共的団体等の統合・整理の基本的方向性について協議します。
17 補助金・交付金等の取扱い	関係市町が各種団体等に措置している運営補助金や事業補助金の取扱いについて協議します。
18 行政連絡機構の取扱い	行政区・自治会等の行政と住民を結ぶ各種連絡制度などの合併後のあり方について協議します。
19 町字名の取扱い	関係市町の町名・字名について現況を把握した上で、その取扱いについて協議します。
20 慣行の取扱い	市章、市の住民憲章、花・木、宣言、表彰制度等の取扱いについて協議します。
21 各種事務事業の取扱い	住民サービスや住民負担に関連する事務事業をはじめ、合併に伴い調整の必要な事務事業の調整方針について協議します。
22 新市建設計画	新市の建設の基本方針、公共的施設の統合整備に関する事項及び新市の財政計画などを協議します。

議案第 5 号

伊予市・中山町・双海町合併協議会の協議スケジュールについて

伊予市・中山町・双海町合併協議会の協議スケジュールを別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

伊予市・中山町・双海町合併協議会 協議スケジュール(案)

	H16												H17					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
合併手続き													市町議会 県議会				新市誕生	
													国告示					
合併目標期日(平成17年3月31日)																		
任意協議会(設立 H16.1.8)・法定協	●	→																
			法定協移行															
電算システム統合業務	●	→														並行稼動		
事務事業の一元化(例規の統合)		●	→															
協定項目の協議		●	→															
新市建設計画作成			○	○	→													
		原案作成	県協議															

議案第 6 号

平成 1 5 年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画について

平成 1 5 年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会事業計画（案）

- 1 協議会、幹事会及び専門部会等の開催
協議会は月1回の開催を予定（進捗状況に応じ適宜開催）
幹事会は月1回の開催を予定（進捗状況に応じ適宜開催）
専門部会、分科会は随時開催
- 2 合併協定項目の協議
合併の方式
合併の期日
新市の事務所の位置（事務の方式）
- 3 まちづくり構想の策定
- 4 新市建設計画の策定準備
新市建設計画原案の作成
行財政現況調査と財政計画の策定
- 5 事務事業現況調査及び調整作業の実施
- 6 例規の統合準備（要領、要綱等の内規含む。）
- 7 電算システム統合準備
- 8 先進事例等の資料・情報の収集及び調査・研究
- 9 その他合併に関する必要事項

議案第7号

平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算について

平成15年度伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算を別紙のとおり定める。

平成16年2月2日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

平成15年度 伊予市・中山町・双海町合併協議会歳入歳出予算書(案)

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額	摘 要
1 負担金	1 負担金	3,000	市町負担金
2 繰越金	1 繰越金	0	
3 諸収入	1 雑 入	1	預金利子
歳入合計		3,001	

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額	摘 要
1 運営費		1,698	
	1 会議費	216	報 酬 200 需用費 16
	2 事務費	1,482	共済費 22 賃 金 160 需用費 513 役務費 121 委託料 114 使用料及び賃借料 486 備品購入費 62 負担金補助及び交付金 4
2 事業費		1,203	
	1 事業推進費	1,154	賃 金 272 需用費 882
	2 調査研究費	49	旅 費 49
3 予備費		100	
	1 予備費	100	予備費
歳出合計		3,001	

市町負担金の内訳

(単位：人、%、円)

市町名	H12国調人口	人口比率	均等割額 (30%)	人口割額 (70%)	負担金
伊予市	30,547	75.4	300,000	1,583,400	1,883,400
中山町	4,541	11.2	300,000	235,200	535,200
双海町	5,417	13.4	300,000	281,400	581,400
合計	40,505	100.0	900,000	2,100,000	3,000,000

歳出予算の内訳

(単位：千円)

款項	摘要	予算額	説明	
1 運営費	1 会議費	報酬	200 協議会委員報酬	
		需用費	16 会議時飲物代	
	2 事務費	共済費	22 臨時職員社会保険・雇用保険料	
		賃金	160 臨時職員賃金	
		需用費	513	消耗品費(事務用品、コピー、参考図書等) 329
			52	印刷製本費(封筒印刷、写真現像) 52
			52	燃料費(公用車燃料、灯油) 52
			80	光熱水費(電気、ガス、上下水道) 80
		役務費	121	通信運搬費(電話代、郵便料、E-mail等) 84
			37	手数料(パソコン等事務機器移動経費) 37
		委託料	114	議事録反訳業務委託 82
			32	夜間休日の事務所警備委託 32
		使用料及び賃借料	486	公用車リース料(2台) 122
			266	パソコン等事務機器リース料(パソコン、コピー機) 266
98	事務用備品等リース料(机、椅子、書類棚、ロッカー、シュレッダー、電話等) 98			
備品購入費	62	印鑑(職印)		
負担金補助及び交付金	4	負担金(愛媛社会保険協会会費)		
2 事業費	1 事業推進費	272	財政シミュレーション作成作業賃金	
		882	印刷製本費(住民説明会資料印刷)	
	2 調査研究費	49	先進地視察旅費	
3 予備費	1 予備費	100		
合計		3,001		

協議第 1 号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

合併の方式について
伊予市、伊予郡中山町及び同郡双海町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

平成 年 月 日確認

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 2 月 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

合併の期日について
合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 3 1 日以前を目標とする。

平成 年 月 日確認

協議第3号

各種事務事業（電算システム）の取扱いについて

各種事務事業（電算システム）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年2月2日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

各種事務事業（電算システム）の取扱いについて

新市の電算システムの取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの向上を図る。

平成 年 月 日確認

各種事務事業（電算システム）の取扱いについて

1 電算システムの統合について

システム統合を進めるにあたっては、電子自治体への対応を前提として、適正なコストにより合併期日に確実に稼働を行い、さらに、今後の拡張性を考慮した情報システムの構築を行うことが重要である。また、合併による効果としては、住民サービスや事務効率の向上を実現していくことが要求される。

このことを踏まえて、システム統合についての考慮事項として、下記の要件が挙げられる。

- ・住民サービスの向上
- ・電子自治体への対応
- ・安定かつ確実なサービスの提供
- ・コストの抑制
- ・短期間でのシステム統合

2 電算システム統合方法

新市における電算システムの統合方法は、3市町の現況（別紙協議第3号附属資料）及び次の事項を考慮し、新規構築型を視野に入れた新市として最適なシステムを選定し、統合する。

（1）パッケージ製品の適用

最近の情報システムは、インターネットの発展とともに確立された技術や、高速回線ネットワーク等の最新技術を適用したパッケージ¹製品による構築が主流になっている。このようなパッケージ製品は、標準的な業務手順を実装、電子自治体にも対応して、比較的安価な装置による高速かつ高度な処理が可能であり、短期間での導入が図れ、機能、コスト及び構築期間の各面で優れている。そのうえ、標準化された業務手順が実装されているため、現行業務を刷新して効率的な業務の再構築を実現することが期待できる。

¹ パッケージ...特定の業務用にあらかじめ開発され市販されているコンピューターソフトウェアやプログラムのこと。

(2) ネットワークを重要視した行政施策への対応

「IT基本法」や電子自治体の指針となる、「e-Japan重点計画²」等を踏まえた情報システムを構築していく。また、国及び近隣自治体との広域化連携を考慮したシステムの構築を行う。

(3) 多種多様なアプリケーション³を実装できる共通基盤

将来的に導入が想定される情報システムを、単一のベンダーからマルチベンダーにすることにより、どのベンダーソフトでも対応可能な共通基盤システムを検討する。

(4) 財政面、業務面での総合的なメリット

トータルコストを縮減した3市町による一体的なシステムを構築していく。また、単にシステム構築に必要なコストのみに着目するのではなく、業務の再構築による効率化など事務コスト全体への効果の観点から、導入システムを検討する。

- 1 3市町による情報システムの構築は、原則として新規システム構築型としていく。
- 2 トータルコストを縮減した3市町による一体的なシステムを構築していく。
- 3 「IT基本法」や電子自治体の指針となる、「e-Japan重点計画」を踏まえた情報システムを構築していく。
- 4 将来的に導入が想定される情報システムを、単一のベンダー⁴からマルチベンダー⁵にすることにより、どのベンダーソフトでも対応可能な、共通基盤システムを検討していく。
- 5 国及び近隣自治体との広域化連携を考慮したシステムの構築を行っていく。

²e-Japan重点計画...世界最先端のIT国家を目指した計画。

³アプリケーション...文書の作成、数値計算など、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア。

⁴ベンダー...製品を販売する会社のこと。

⁵マルチベンダー...複数メーカーが提供するハードウェア、ソフトウェアから最も優れたものを選んでインフラを構築するシステムのこと。

協議項目	各種事務事業(電算システム)の取扱いについて			
細項目	電算システム関係			
調整方針	新市の電算システムの取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの向上を図る。			
事務事業名	事務事業の現況		具体的な調整内容	
	伊予市	中山町	双海町	
現行システムの導入状況	<p>【主な機器構成の状況】 オフィスコンピュータ ((株)オーイーシー)</p> <p>【現行システム導入一覧】 住民記録 住登外</p> <p>住基ネット 税システム 国民健康保険 老人医療 国民年金 介護保険 福祉関係(手当、福祉医療等) 保健関係 都市開発関係 水道関係 教育関係(学校教育)</p> <p>人事・給与 財務会計</p> <p>選挙管理関係 農業委員会 農林水産関係 土木・建築関係</p> <p>【主な機器の稼働年数】 住民記録 平成13年～ 財務会計 平成6年～</p>	<p>【主な機器構成の状況】 クライアントサーバー ((株)愛媛電算)</p> <p>【現行システム導入一覧】 住民記録 住登外</p> <p>住基ネット 税システム 国民健康保険 老人医療 国民年金 介護保険 福祉関係(手当、福祉医療等) 保健関係 都市開発関係 水道関係 教育関係(学校教育)</p> <p>人事・給与 財務会計</p> <p>選挙管理関係 農業委員会 農林水産関係 土木・建築関係</p> <p>【主な機器の稼働年数】 住民記録 平成11年～ 財務会計 平成12年～</p>	<p>【主な機器構成の状況】 オフィスコンピュータ ((株)四国電子計算センター)</p> <p>【現行システム導入一覧】 住民記録 住登外</p> <p>住基ネット 税システム 国民健康保険</p> <p>国民年金 介護保険</p> <p>教育関係(学校教育)</p> <p>人事・給与 財務会計</p> <p>選挙管理関係 農業委員会 農林水産関係 土木・建築関係</p> <p>【主な機器の稼働年数】 住民記録 平成6年～ 財務会計 平成13年～</p>	<p>新規システムの構築を視野に入れた上で、新市として最適なシステムを選定し、住民サービスの向上を図るように統合する。</p>

7 その他

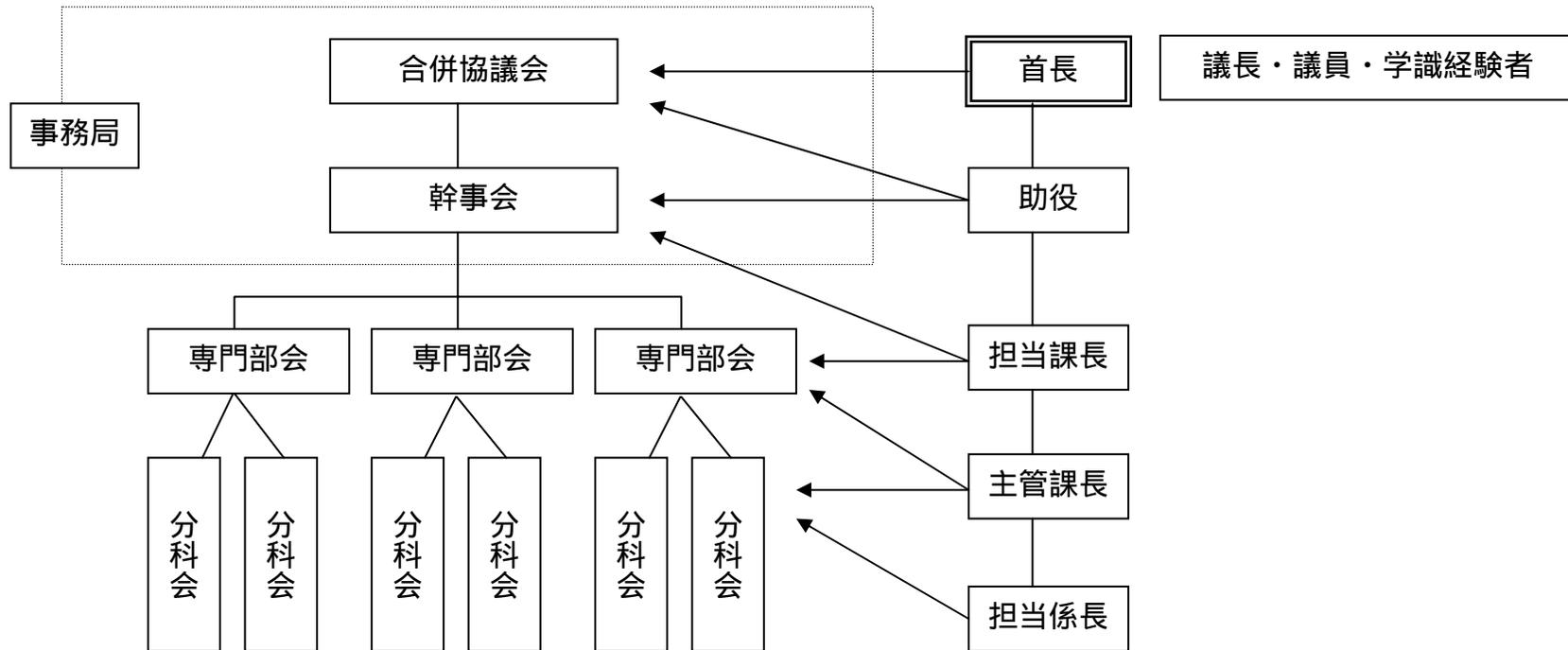
第2回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

日 時：平成16年 月 日() 時 分から

場 所：

[資料 1]

伊予市・中山町・双海町合併協議会 体系図



伊予市・中山町・双海町合併協議会委員名簿

役職	区 分	職名又は選出市町	氏 名	備 考
会 長	1号委員	伊 予 市 長	中 村 佑	
副会長	1号委員	中 山 町 長	市 田 勝 久	
		双 海 町 長	上 田 稔	
委 員	1号委員	伊 予 市 助 役	小 林 茂	
		中 山 町 助 役	窪 中 修 一	
		双 海 町 助 役	藤 田 稔	
	2号委員	伊予市議会議長	重 松 囿 右	
		中山町議会議長	泉 正 勝	
		双海町議会議長	若 松 孝 行	
	3号委員 (議会選出議員)	伊予市議会議員	日 野 正 則	
		中山町議会議員	田 中 弘	
		双海町議会議員	大 石 寿 淑	
	4号委員 (学識経験者)	伊 予 市	岡 田 清 満	
			西 岡 義 雄	
			安 田 一 江	
		中 山 町	亀 井 慎 滋	
			高 橋 敏	
			上 岡 幸 子	
双 海 町		中 嶋 都 貞		
		矢 野 鎮 男		
		富 岡 喜 久 子		

伊予市・中山町・双海町合併協議会事務局職員名簿

職 名	氏 名	帰 属 市 町
局 長	和 田 宗 之	伊 予 市
次 長	三ツ井 守 恵	中 山 町
次 長	久 保 尚 勝	双 海 町
主 任	大 森 秀 泰	双 海 町
主 任	泉 仁	双 海 町
主 任	坪 内 圭 也	伊 予 市
主 任	西 岡 政 行	中 山 町
主 査	北 岡 康 平	中 山 町
主 事	島 川 仁	伊 予 市
主 事	坪 内 悟	伊 予 市
主 事	玉 井 里 衣	伊 予 市